

第7回 2013年(平成25年)

大洲市と大洲の環境をよくする連絡協議会の
環境に関する懇談会会議録

2014年(平成26年)7月7日作成

目次

【 議題1	原子力発電所の震災対策について 】……………	P3
	1-1 大洲市と四国電力㈱の原子力協定・覚書とその内容について教えてください。	
	1-2 原発震災時の避難計画について教えてください。	
	① ヨウ素剤の配布方法、服薬指導体制について	
	② 福祉施設の入所者や病院患者の移送方法や移送先の確保について	
	③ 在宅の自力避難困難者の避難移送方法について	
	④ 避難計画の市民への周知方法について	
	⑤ 大洲市民全員を避難させるための所要時間について	
【 議題2	大洲市での買電契約について 】……………	P11
【 議題3	ごみ問題について 】……………	P11
	3-1 廃プラ分別収集の今後の方針についてお知らせください。	
	3-2 小型家電の収集はどうなっていますか。	
【 議題4	下水道事業について 】……………	P12
【 議題5	国旗掲揚について 】……………	P13
【 議題6	肱川の治水対策について 】……………	P14
	6-1 300mm の降雨があった場合、大洲は大洪水となったのではないのでしょうか。	
	6-2 河床掘削を行うことにより、比較的少ない費用で洪水の危険性を減らすことができるのではないのでしょうか。大洲市より国交省へ河道掘削を要請してください。	
	6-3 森林の保水力を高めるために間伐などを推進するための助成金の制度などの事業を行ってください。	
	6-4 現在建設中の洪水吐の目的について市民はほとんど何も知らされていません。それによる肱川の水質悪化が懸念されています。	
	6-5 山鳥坂ダム建設については水没地域の環境破壊や肱川の水質悪化、また、その有効性などについて多くの市民が疑問を持っています。	
	6-6 大洲市または大洲の環境をよくする連絡協議会の主催での公開討論会を開くことを求めます。	
(協議会の補足意見)		
	P14 の(注 ¹)(注 ²)についての補足意見……………	P16

【第7回大洲市と大洲の環境をよくする連絡協議会の環境に関する懇談会会議録】

日時 2013年11月13日 19:00～21:00

場所 総合福祉センター1階会議室

出席者

(大洲市) 清水市長、岡村市民福祉部長、
 (保険環境課) 武知課長、富永課長補佐、三瀬係長、東係長
 (危機管理課) 井上課長、井上係長
 (治水第1課) 上田課長 (計9名)

(大洲の環境をよくする連絡協議会)

(会長) 三好
 (事務局長) 弓達
 (ソロプチミスト) 福積
 (コープえひめ) 木下・片岡
 (徳の森婦人会) 向井・牧田
 (久米婦人会) 菊池(達)・菊池(利)
 (南久米婦人会) 玉木・金野・梶本・柴崎
 (大洲婦道会) 上野・松田・尾上・松井・隅田・三好・仲尾・山崎
 (大洲浄化槽協会) 土井・藤岡周二・城戸
 (ロータリークラブ) 福住
 (ライオンズクラブ) 久保
 (商工会議所) 富永
 (大洲青年会議所) 岡本・高橋・祖母井・西尾
 (高知県梶原町役場) 那須
 (GCO) 松徳・二宮・武田・武井・加戸

(司会者) 沖村(大洲の環境をよくする連絡協議会) (計37名)

(取材) 愛媛新聞大洲支局長 秦 (総合計 48名)

【 議題1 原子力発電所の震災対策について 】

(協議会) 福島原発事故では浪江町の20～30km圏内が最も汚染のひどい現在も帰還困難区域に指定されています。大洲市も大部分が伊方原発から20km圏内あるいは30km圏内です。伊方原発で過酷事故が起こった場合、同じように住めない地域となり大洲市民は帰る故郷を失い、その不動産価値はゼロに近づくことになる可能性があります。対岸の大分県国東半島の国東市、杵築市、中津市、津久見市の4市が伊方原発再

稼働反対の決議をしています。四国でも橋原町など5市町が伊方原発再稼働反対の意見表明を行っています。福島県及び県議会は福島第2原発を含む全原発の廃炉を要求しています。静岡県の浜岡原発近くの湖西市が原発の運転停止を求め、静岡県内の多くの市町が同調し浜岡原発の運転停止に持ち込みました。国は福島県に対しては棄民政策を取っていると言えます。18歳以下の子供に対して甲状腺の検査を行うだけです。白血病その他の健康被害の調査は全く行っていません。大洲市及び大洲市議会も市民の生命財産を守るため伊方原発再稼働反対と廃炉を要求すべきと考えます。さきほど市長さんが言われた「持続可能な世界の構築のために」の資料をいただきました。そして本当に人類にとって持続可能な世界を構築するために私たちは今どうしたら良いか、この大洲市はどうしたら良いかということを是非お考えいただけたらと思います。

(協議会) 1-1 大洲市と四国電力㈱の原子力協定・覚書とその内容について教えてください。

(大洲市) それでは、覚書の主な内容について、説明します。

大洲市では、西予市とともに、平成24年9月5日、愛媛県、四国電力㈱に対し、「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を締結しています。この覚書は、伊方原子力発電所周辺の安全の確保及び環境の保全に関し必要な事項を定めているものです。

まず、第4条「事前協議に係る計画の通知」では、四国電力㈱から、愛媛県に対し、伊方発電所の原子炉、放射性固体廃棄物貯蔵庫、冷却水取排水施設等、発電所の主要な施設を設置、変更、廃止、また、これらに係る用地を取得しようとするなどの協議があった場合には、県はその内容を大洲市にも通知するということになっています。この事前通知に基づき、今年7月8日に四国電力㈱が、原子力規制委員会に提出した「伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書」について、同時に愛媛県にも提出され、県から、覚書に基づく通知として、大洲市にも同様の申請書等の送付を受けています。

第5条、「事前連絡及び報告」では、四国電力㈱から愛媛県、伊方町に報告した事項については、大洲市にも報告するとしています。これは、原子炉施設の保安規定の制定、改廃、発電所における建設工事の進捗状況、発電所の保守運転に関し、国から指示のあった事項又はこれに対する国への報告事項などがあります。

具体的には、伊方発電所取放水口温度及び水質状況報告や伊方発電所運転状況報告などの定期的な報告が主であり、平成24年度に20件、平成25年度10月末までに22件の報告を受けています。

第6条、「異常時における通報及び連絡」では、四国電力㈱が愛媛県、伊方町に連絡した事態については、大洲市にも連絡するとしています。

また、これに関連して、第8条の「資料の提出及び立入調査」では、「異常時における通報及び連絡」により、四国電力㈱から受信した発電所の異常について、市が必要と認めるときは、愛媛県に対して、一緒に立ち入りすることを申し出ることができるとしています。愛媛県が発電所に立ち入り、必要な調査を行う際、愛媛県に同行して大洲市も立ち入りをします。この立入調査は、平成24年9月5日以降、通報が、平成24年度に11件、平成25年度は、10月末現在で、11件の通報を受けています。

このうち、愛媛県が定める「伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領」に基づき、直ちに公表とされる事案2件については、愛媛県に同行し、即時立入を行っています。また、通報を受けた事案については、毎月10日までに、伊方発電所内で事案の状況報告、現場への立入等を行い、事案の状況確認を行っているところです。

次に第7条、「環境放射線等の確認設備の設置」では、大洲市役所内、正面玄関に入って、右側の壁の前に四国電力㈱がモニターを設置しており、常時、伊方発電所周辺及び大洲市役所に設置しているモニタリングポストの放射線情報を確認できるようにしています。

(協議会) 1-2 原発震災時の避難計画について教えてください。

- ① ヨウ素剤の配布方法、服薬指導体制について
- ② 福祉施設の入所者や病院患者の移送方法や移送先の確保について
- ③ 在宅の自力避難困難者の避難移送方法について
- ④ 避難計画の市民への周知方法について
- ⑤ 大洲市民全員を避難させるための所要時間について

(大洲市) 大洲市住民避難計画の概要、2枚ものの資料をご覧ください。

先般、大洲市でも住民避難計画を作りまして、内容を簡単にまとめたものです。これを説明していますとかなり時間がかかりますので、みなさん読んでいただいて、分からないところがあれば質問していただけたらと思います。それでは、ご質問をいただいた内容につきましては一つずつ説明致します。

- ① 安定ヨウ素剤の配布方法等については、原子力規制庁が平成25年7月19日に「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」というものを作成しています。

大洲市は、原子力施設から概ね30kmを目安とされる「緊急時防護措置を準備する区域、UPZIに該当します。

UPZIにおいては、原則として緊急時、避難時に公共施設や避難所等において安定ヨウ素剤を配布することになっており、大洲市においては、大洲市住民避難計画に定めている各地区自主防災組織を単位として設置する市内25箇所の「一時集結所」において配布を予定しています。なお、3歳未満の乳幼児等については、粉末剤をシロツ

プ等にとかし、調製する必要があることから、大洲市保健センターと長浜保健センターで調製し、配布することになっています。

服用指導体制につきましては、安定ヨウ素剤を服用することで、副作用の可能性があるため、配布時には、原則として医師、薬剤師等の立会いのもと説明を受けたうえで、受領書と引き換えに配布することになっています。ただ、想定される配布の状況が、緊急時であることから、地方公共団体職員が口頭による副作用等の説明、確認で配布することも可能とされています。また、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難とされる地域等においては、安定ヨウ素剤の事前配布を行うこともできるとされています。県内では、伊方町の中心部が予防的防護措置を準備する区域、PAZに該当し、事前配布を行う地域となっていますが、現在、愛媛県と伊方町で事前配布に係る手続きを行っているところです。

なお、ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、ヨウ素剤については、放射性ヨウ素による甲状腺への被ばくを低減する効果はありますが、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできないことを申し添えておきます。

(協議会) 大洲市でも事前配布を検討されると理解してよいでしょうか。

(大洲市) それも含めて検討させていただきますが、手続上困難なところもあると思います。規制庁も「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を作成した経緯は、福島で事故でUPZでも対応できるでしょう、緊急時に配布したのでいいでしょうということで書かれているようですが、そういった要件の中でも、正直難しいのではないかとおっしゃっていただいております。それらを含めて、県も実際に行ったことがありません。伊方町も配布する前に医師または薬剤師がエリアの住民を集めて副作用などの説明をして、そこで了解した人に対して受領書と引き換えに配ります。また、安定ヨウ素剤は3年に1回更新しなければいけませんので、そういった手続きが随時発生します。なおかつ、2歳の子どもが3歳になった場合、丸薬を配らなければなりませんし、13歳以上は2丸となりますので、13歳になった時にもう1丸渡さなくてはなりません。さらに、転入された方に対しても手続きをして渡し、転出、亡くなられた方に対しては回収しなければならないなど、色々な手続きが必要となります。それらを踏まえて伊方町の状況を参考にさせていただきながら検討します。

(協議会) 一言追加しますとヨウ化カリウムの丸薬というのが年齢によって0.5錠あるいは3錠を一回だけ服用するわけですが値段がいくらか私が調べたところ1丸が5円50銭ですので、たとえば何歳から何歳になったから1錠追加するというよりは消費期限もあるので何錠かを渡して前の分を回収するというようなヨウ化カリウムの丸薬の配付について、なるべく手間のかからない措置を考えてやってもらえたらと思います。

(大洲市) 参考にさせていただきます。

- ② 福祉施設の入所者や病院患者の移送方法や移送先の確保でありますが、医療機関や社会福祉施設等の避難については、地域防災計画で避難計画を定め、避難先施設を予め決めておくとしています。

愛媛県でも社会福祉施設の避難計画については、作成ガイドラインを配布し、取り組んでいるところです。医療機関については、現在、愛媛県から国に作成ガイドライン等について作成を求めているところであり、具体的な作成には至っていない状況です。

医療機関や社会福祉施設の避難には、受入側の設備の問題や搬送手段など様々な問題が考えられます。これらを含めた課題に対応するため、現在、国が原子力発電所立地地域ごとに課題解決のためのワーキングチームを設置し、国、県、関係機関、重点市町等により検討を進めているところです。

なお、医療機関、社会福祉施設の避難先や搬送手段等につきましては、今後、ワーキングチームの調整により、県、市町の保健福祉部局等による調整委員会を設置し、避難先や搬送手段等を協議、調整するとされています。

- ③ 在宅の自力避難困難者の避難移送方法につきましては、市の「災害時要援護者支援プラン」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要援護者の避難を支援することにしています。

特に、在宅の要援護者の避難誘導は、その時の状況や要援護者の状態によって柔軟に対応する必要がありますので、避難指示を出す段階で、輸送計画を調整し、また、情報を共有している社会福祉協議会等の関係機関、自主防災組織等とも連絡を密にし、自主防災組織や消防団等の避難支援、協力を求め、必要な人員や車両(バス等)を確保することとしています。

なお、在宅の要援護者でも、家族や周辺住民等の支援により、一般の住民と一緒に避難できる場合は、自家用車による避難を優先していただきたいと考えています。

(協議会) 例えば大洲病院、中央病院などの病院の患者さん、あるいはとみす寮などの施設の利用者等を輸送するのに普段大洲市内にいる伊予鉄バス、宇和島自動車、肱南バスなどを、いざという時には定期運航をやめてバスを借りることになれば具体的にはわかりませんが10台分くらいは余分に用意しておかなければならないと思います。ある分だけでやりますよ、というのではなく避難が必要になった場合に備えて市として何台必要かを調査して、足りなければ必要な分は県に要請するなど確保をしていただきたい。それができるまでは絶対に伊方原発の再稼働には同意できないという姿勢で臨んでいただきたいと思います。

(大洲市) それも含めてワーキングチームで議論させていただきます。

④次に、避難計画の市民への周知方法ですが、現在、各戸配布用に避難計画の概要版を作成しています。今お配りしている概要についてというものはあくまでも全体のまとめでありますので市民の方が知りたい内容に絞ってもっとわかりやすいものを考えさせていただきます。年度内には、各世帯に配布できるよう準備を進めておりますので、今しばらくお待ちいただければと考えています。

また、現在、市のホームページにも掲載しております。市のホームページの上段に、くらしの情報という項目があります。その中の緊急・防災情報を選んでいただきますと、地域防災計画という項目があります。

それを選ぶと、一番下の項目に大洲市住民避難計画があります。用語解説まで83ページありますが、ぜひ一度ご確認いただければと考えておりますので、よろしくお願ひします。

⑤大洲市民全員を避難させるための所要時間について、現在、愛媛県が避難シミュレーションを行っています。11月6日の愛媛新聞で愛媛県議会での委員会の記事の中で記載されておりましたが、来年2月に公表されると県からは伺っております。

このシミュレーションでは、全ての幹線道路が健全であった場合や一部の幹線道路が寸断された場合といった事象について、伊方町の住民から大洲市の住民が30km圏外に退避するまでの時間を想定した結果が計算されていると伺っています。

この結果を踏まえて、皆さんにご説明できると考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければと考えています。

(協議会) 1-3 原発再稼働の是非についての公開討論会を愛媛県あるいは大洲市の主催で大洲市で開いてください。ご検討いただけますか。

1-4 そのうえで大洲市において原発再稼働についての住民投票を行ってください。

1-5 原発から30km圏内の全市町で再稼働についての住民投票を行い、全市町の賛成がない限り再稼働に反対するよう愛媛県知事に申し入れてください。県知事は国の流れに沿って地元の声を聴くと言われておりますので、環境に詳しくよく勉強されている大洲市長さんにぜひ再稼働反対の声をあげていただきたいという思いです。大洲市長さんの意見を聞きたいです。

(大洲市長) 東日本大震災を経験してああいう過酷事故は決して起こしてはいけないという気持ちは私も同感です。ただ先ほども言いましたように自分ではどうかよくわからない。少しの知識はありますが、どのくらいの確率で事故が防げるのかを私たち自身が判断して、それが今の最先端の技術の中で正しいと思えるものと理解することは難しいということがありますので、少なくとも、国を含めて最先端の人がチェックしたものを大丈夫かどうか、どういう考え方でやったのか聞きながら、最終的な判断を尊重するのが私としては

正しいのではないかという感覚がしております。ただ、市民の皆さんそれぞれの考え方が違うかもしれませんし、今ここでこうしますと言いくいですが、少なくともどっちがいかを何もなしに市民の方に聞くというのは乱暴ではないかという考え方をしておりますのでご了承ください。

(協議会) まずは公開討論会をやっていただきたい、というお願いについて前向きにお返事をいただきたい。ぜひこれはやっていただいて推進派、反対派両方の意見が聞けるようにお願いしたいと思います。その結果住民投票というのが本来あるべきものですね。今日、私が本を持ってきました。さしあげますのでなるべく大勢の人に読んでいただいて原発がどんなものかということを知って欲しいと思います。それと今のところ非常に評判を落としています。山本太郎さんが、原発事故が起こる前から警鐘をならして原発はやめなければならぬよと言ってきた広瀬隆さんから話を聞くというDVDが4枚あるのですがこれもお貸しします。カンパの意味で1枚500円くらいでインターネットで取り寄せることも出来ます。新聞やTVは正しいことを伝えているかというどうもそうではない、政府の言うことをそのまま書いている、それに対する批判の声を載せてはいない。(SPEEDI・スピーディー)の存在についてや「ただちに健康に影響はない」など、本当のことを知りたいのにそういうことはインターネットで見るとどうもそういう方に是非見ていただきたいと思えます。

(協議会) 南海トラフ地震が起こることが言われているなかで再稼働するのが本当にいいのかどうかということをおられる皆さんで今日持ってきた資料を読んでいただきながら知らなくてはならないと思えます。今後どうなるかわからないということをおられる方からならぬで済まらずに、この大洲をそして日本をどうするかということをお真剣に考えていかなければならないと思えます。

(協議会) 今、伊方原子力発電所と愛媛県と大洲市と西予市とで協定を結んでいます。6条に異常時における通報及び連絡があります。伊方原発はトラブルをよく起こしています。その通報が何カ月も遅れることがあります。それに対して大洲市は協定を結んでいるのになぜ抗議をしないのか。また、1号機は36年経過しております。2号機は32年、3号機はプルサーマル(MOX 燃料)を使用していて非常に危ないと思えます。色々なことに対して協定書を結んでいるのに、大洲市はなぜ抗議をしないのかをお聞きしたい。

避難計画がありますが、スピーディー(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)は地形と気象条件によって違います。今回も大変なお金をかけて、タクシーを使って避難訓練をされましたが、はたして松山方面に逃げているのかどうか、風向き・地形によって瞬時に変わります。3・11の時に逃げたい方向に逃げた、情報公開をしていなかったということで、どのように危機管理をされているのか、状況は瞬時に変

わかります。訓練するのはいいのですが、それがどのように役に立つのか、そういうことを考えておられるのか教えてください。

(大洲市) 9月に報告漏れがありました。その際も私が速報を受けすぐに現地へ行きました。その際にどういう対応があったかを四国電力から説明を受けました。その中で、愛媛県がかなり厳しいことを言われておりました。内容を確認いたしまして帰ってから市長に報告をいたしました。その後、四国電力のほうから大洲市に説明に来られ、市長と対面いたしまして、そういうことの無いようにと市長から言っていたいております。

(大洲市) スピーディについてですが、当初使わないという話がされておりましたが、今回、予測の中で必要だということで使うことになっています。今回、説明は詳しくできませんでしたが、避難の段階を決めることになっています。まずは施設、伊方発電所の状況によってどういう対応をしていくか、次に放射性物質が漏れた時に、大洲市では $500 \mu\text{Sv/h}$ という数値を測りに行きます。職員がスピーディで濃度の高そうなところの情報をもらい、そこを測りに行き、その地域が危険ということになれば、逃げるようになります。 $500 \mu\text{Sv/h}$ というのがX線(胃の集団検診)を1回受けるのに 500 から $600 \mu\text{Sv}$ と言われていきます。1時間あたりの段階で即逃げることとなります。基本は遠くに逃げるというのがまず第一です。その中で放射性物質が風向きによっては追っかけてくるかもしれませんが、一応は遠くに逃げる。また、ある程度幹線道路が決まっていますので早い時期に逃げるということで対応するという方向で進めています。

(協議会) 先ほど $500 \mu\text{Sv/h}$ はレントゲンを一回受けたのと同じというのは福島原発事故以降、なるべく事故や被害の大きさを過小評価するように学者等がそういう言い方をしています。ただ、レントゲンは素通りしますが放射能を含んだ空気を吸うということはそれが肺に溜まり長期間被ばくするということです。ですからこれと同じくらいだから大したことはないというような言い方は間違いだということを皆さんに知っていただきたいと思います。広瀬隆さんの本にも載っています。

(大洲市) 国が定めた原子力災害対策指針に基づいての避難ということです。

(協議会) その指針というのが本当のことを皆に伝えない、そういう考え方だということです。だから指針に従っていたら絶対安全か、子供たちに責任を持つならそれは間違いだということを皆さん勉強していただきたいということです。

(協議会) 加戸先生がこれだけ必死になるというのは「再稼働を止められるのであれば私の命なんかなくなってもいい」という言葉を聞いたときに、大洲市でなんとかならないか、この市長さんだからなんとかならないかという思いがあるんです。私たちがこのことをしっかり学んで先ほどのDVDの写真を思い出しながら自分たちの問題として考えていきたいと

思います。

【 議題2 大洲市での買電契約について 】

(協議会) 大洲市での買電計画を競争入札の上で行っていただきたい。入札条件として原発の電力を使わないこととしていただきたい。

(大洲市) 電力の自由化に伴い、50kw以上の高圧受電契約においては、一般電気事業者である四国電力以外の特定規模電気事業者から購入することが可能となっており、県内でも入札において調達している事例があります。

しかしながら、競争入札を実施している自治体において、近年入札不調の事例も多く発生していることや、参入事業者が県外事業者であることから、税の投資効果や雇用に結びつかないこと、災害時の対応や安定供給にかかる不安材料もありますので、周りの状況や効果を見守っていきたいと考えています。

なお、新規の特定規模電気事業者は、民間の自家発電や電力会社、電気卸売市場などから調達しているものをとりまとめ、同じ送電線を使用しているため、どの発電事業者の電気を使っているかは分からなくなっており、原子力発電を除くという条件は不可能な仕組みとなっています。

【 議題3 ごみ問題について 】

(協議会) 3-1 廃プラ分別収集の今後の方針についてお知らせください。

3-2 小型家電の収集はどうなっていますか。

(大洲市) 3-1 大洲市のごみの排出量の推移を見ますと、平成24年度と平成19年度を比較してみますと、総排出量は約13%、廃プラの含まれる可燃ゴミは約10%と、減少傾向にあります。また、総排出量について、平成24年度と合併前の平成15年度について比較してみますと、約22%程度のごみの減量となっており、大洲市のごみについては、長期的にみると明らかに減少しています。

また、将来推計人口を見ますと、大洲市の人口は今後減少すると考えられ、排出者が減少するため、ごみも減量するのではないかと推測されます。

なお、廃プラを分別した場合、環境センターでは、ごみ焼却に必要な燃料を追加することとなり、経費が増えることも想定されます。

以上のことから、当面は現在の分別方法のまま収集を行い、ごみの発生量の推移等を確認していきたいと考えています。

今後の新規の分別方法等の導入については、反対意見もあることから、ごみの発生量の想定や、住民に対する負担、必要となる費用などの情報をもとに、長期的な展望に立ち、総合的に検討したいと考えています。

3-2 続きまして、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年度より施行されています。

この法律は、小型家電に利用されているアルミ、貴金属、レアメタルなどが、リサイクルされずに埋め立てられている状況となっているため、小型家電の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

当市におきましても循環型社会の構築のため、メリット、デメリットを比較しながら、小型家電のリサイクルについて検討をすすめています。

その具体的な取り組みとして、11月10日に開催された、「福祉と健康づくり市民のつどい」の中のイベントとして、実験的に小型家電の収集を実施しました。

当日、持込があった小型家電は約360個で、総重量は約1.8トンでした。

ノートパソコンが最も多く70個、次に扇風機29個、プリンターが20個となっており、その他携帯電話、照明器具、掃除機など様々な小型家電が持ち込まれました。

また、来年もイベント回収を実施するのか、数人の方からお尋ねをいただくなど、住民の皆様の関心も高いようです。

今回、個人情報を含むパソコンが多い結果となり、小型家電回収の際は個人情報の漏洩防止が大きなネックになるものと感じています。

小型家電の回収方法としては、皆さんの分別方法を変えずに、不燃ごみの中から回収するピックアップ回収、ボックスを庁舎等に置き回収するボックス回収、今回実施したイベント回収などです。

今回の実績などを参考にして、個人情報の漏洩防止を踏まえ、今後どのような方法で小型家電の回収を実施していけるのか、その方向性について検討してまいりたいと考えています。

以上でご説明を終わります。

【 議題4 下水道事業について 】

(協議会) 大洲市の下水道事業の進捗状況・計画・予定を教えてください。

(大洲市) 肱南処理区の事業計画区域98.8ha につきましては、山林部分を除けば、ほぼ整

備が完了しています。

現在は、肱北処理区97.7haの整備を実施中であり、平成24年度末での污水管渠の面整備率は61.4%となっています。今年度は、喜多小学校前から宇和島バス営業所までの県道を中心とした、若宮地区の約6haの整備を計画し、工事を施工中です。

平成27年度には、大洲市社会教育センター前の市道と、県道長浜中村線の交差点を終点とする幹線管渠の布設を完了させる計画であり、併行して面整備も行い、肱北処理区97.7haの早期完成を目指していきたいと考えています。

また、平成26年度より、下水道区域を縮小する方向で、全体計画区域の見直しを進めることにしています。

【 議題5 国旗掲揚について 】

(協議会) 国旗掲揚については今、大洲市の新町の方で祭日に掲げられています。森本宮司さんが神社庁の方からの指示、依頼で森本さんが始めた形になっています。今、宇和島の新町と大洲の新町でやっております。これは絶対に今の日本を取り戻すという中で日の丸を掲げる人が少ないということで趣旨に書いてある通りですが、是非とも一般市民含めて我々も掲げるようにしたいな、というふうに思っています。特にこの中で条例という言葉を使わせていただきましたが、先日京都に行ったときに「乾杯するときには日本酒でしなさい」という条例が出来たというのを聞きまして、そういう条例が出来るのであれば、日の丸の方が大事なのではないかなと思ひまして国旗掲揚の条例という言葉を出しています。おそらく全国でも日の丸を条例で掲げるというのはまだないと思いますので日本で一番最初になればいいかなと思っております。見解をお聞きしたいと思ひます。

(大洲市長) まず、大洲市としてやらなくてはいけないこととして、市立の小学校・中学校に大洲市旗が無いところが結構ありましたが、それにつきましては全校に揃えました。大洲市立の小学校・中学校では大洲市旗を見て卒業してもらいたいという思いがあります。国旗や国という名前が終戦後の帝国主義の時代の反動からあまり言われなかった歴史だろうと私は思っておりますが、やはり、国というのは非常に大事ですし、きちりとやらなくてはいけないですが、これを条例でやるということですが、元々条例というのはみんなでこういうことをしましょう、その代りそれに反すればこのような罰則がありますよというところまで決めるもので、そのため議会の議決を得てつくるものだろうと思ひます。できるだけ国旗を掲揚したり、日本を大事と思ったり、県も大事と思ったり、市も大事と思つて、その中で自分が自覚して生きていこうということは、子供たちに伝えなければいけない大きな問題だと思ひます。ただ、それを条例で全部縛るのはどうかと思ひます。

【 議題6 肱川の治水対策について 】

- (協議会) 6-1 300mm の降雨があった場合、大洲は大洪水となったのではないのでしょうか。
- 6-2 河床掘削を行うことにより、比較的少ない費用で洪水の危険性を減らすことができるのではないのでしょうか。大洲市より国交省へ河道掘削を要請してください。
- 6-3 森林の保水力を高めるために間伐などを推進するための助成金の制度などの事業を行ってください。
- 6-4 現在建設中の洪水吐の目的について市民はほとんど何も知らされていません。それによる肱川の水質悪化が懸念されています。
- 6-5 山鳥坂ダム建設については水没地域の環境破壊や肱川の水質悪化、また、その有効性などについて多くの市民が疑問を持っています。
- 6-6 大洲市または大洲の環境をよくする連絡協議会の主催での公開討論会を開くことを求めます。

- (大洲市) 6-1 肱川において近年の大きな洪水は、平成7年7月で、肱川流域平均総雨量は289mm、平成16年8月は212mm、平成17年9月は310mm、平成23年9月は214mm となっています。肱川のような大きな河川においては、流域の平均総雨量と洪水の大きさは必ずしも一致せず、降り方によっては集中的に降ると大災害になるがだらだらと降ると水害にはならないということもありますが、肱川流域では、流域平均雨量が1日300mm を超えると、相当な被害になると想定されます。

6-2 続きまして、河道の掘削について^(注1)は、流量を確保するために全川の河道の掘削を実現する場合は、下流域に影響が出ないよう最下流から順に掘削する必要があります。例えば山鳥坂ダム(の治水能力)400m³/sを確保しようとする単純に考えてメーターで100m掘らなくてはいけない、そうすると菅田の上まで行くと40kmくらい400万m³掘らなくてはならないとなると相当な量となってきます。^(注2)ですから現時点では困難であると同っています。しかし、五郎など局所的に土砂の堆積が見受けられる箇所においては、大洲市としても国交省に河床掘削を要望して行きたいと考えています。

国土交通省大洲河川国道事務所では、現在、河川の流下能力を保つために、継続的に川の中の草木の刈り取りや、除根、河床整正等を行っており、今年度も大洲床止め(とこどめ)から五郎橋までの間や五郎駅前から峠橋までの間、また新谷地区においても河原を固めて動かさないような(根固め)河床整正を実施されています。国交省としては流れを良くするために今後も継続的に続けていくというふうに伺っています。

- (大洲市) 6-4 続きまして、鹿野川ダムトンネル洪水吐きの周知については、肱川水系河川整備計画が平成16年の5月の策定にあたって開催している肱川流域委員会や計画内容を説明する住民意見交換会の場において説明を行ってきています。その後においても

事務所のホームページやパンフレット、ニュースレターなどを活用して住民の方々に説明されているとともに、工事実施前には説明会を開催し、住民周知を行っています。

トンネル洪水吐きからの放流の際にダム貯水池内に堆積した土砂が下流に流出することにより水質が悪化するといった懸念については、ダム湖内から水が入る呑口部の前面に高さ6mの壁を設置します。壁を作る際に周りの堆積土を撤去するようにしておりますので以前から溜まっていた堆積土が流れ出ることはない、また、現在行っているクレストゲートからの放流とトンネル洪水吐からの放流は変わらないものと考えています。工事の実施に当たっては、「鹿野川ダム水質検討会」及び「山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討会」で学識者・流域の関係者から助言を頂きながら実施されています。

6-5 続いて、山鳥坂ダム建設に伴う水没予定流域を含む河辺川の環境保全についてですが、環境影響評価法に基づき評価が実施されており、自然環境への影響は環境保全措置等を実施することで低減され、問題ないとの結果を公表されています。

今後の事業実施に当たっても、山鳥坂ダム・鹿野川ダム環境検討委員会などで、専門家等から指導や助言を頂きながら進めていくと伺っており、引き続き環境保全に勤めていただくものと考えています。

また、ダムの有効性については、河川整備計画の策定に当たって開催している学識経験者等で構成された流域委員会や住民意見交換会の場において説明を行ってきています。その後においても事務所のホームページやパンフレット、ニュースレターなどを活用して地域住民の方々にご理解いただけるよう説明されているとともに、先般のダム検証では、必要性、有効性について改めて確認されたところです。

大洲市といたしましても、鹿野川ダム改造・山鳥坂ダム建設について市民にご理解いただけるよう、引き続き国に対して説明をしていくよう働きかけていく所存です。

6-6 一番最後に討論会ということがございましたが、国交省においては、任意団体は多くありますので、それぞれに討論会を開催することは考えていないと伺っております。大洲市におきましても現在のところは考えておりません。

(大洲市) 6-3 間伐事業の実施について、大洲市においては、大洲市森林整備計画に基づき、国・県の支援を受け、毎年間伐をはじめとする造林事業を実施しており、平成24年度においては、約500ヘクタールの間伐事業を行ったところです。

ご質問にありました「間伐の助成金制度」については、まず、国の補助では、「美しい森林(もり)づくり基盤整備事業」や「森林環境保全直接支援事業」などを活用しており、県の補助事業では、「CO₂ 吸収源対策事業」により、切捨間伐や搬出間伐を実施しております。これらに加え、大洲市の単独事業として、「間伐促進強化対策事業」を実施しており、国や県の補助採択要件に該当しない間伐作業に対し助成を行っているところです。

以上

(協議会の補足意見)

(注¹)懇談会での大洲市の回答・説明は簡略化されていてわかりづらい点もありましたので、懇談会後にこの意見を加えました。

河道が良いか悪いかは、洪水を流下させる上で極めて重要です。肱川の場合、S21年から現在まで30数回の洪水があり、その都度、河道の実績が数字で積み重ねられてきています。そしてその結果は公にされています。その中には次のような驚くべき実績があります。肱川橋地点でS45年の洪水時の流量は3,200m³/s、水位は5.50m。その当時、砂利採取船が菅田あたりまで遡上していたとのこと。ところが、H16年の洪水時、流量は3,200m³/s、水位は6.85mでした。同じ流量なのに水位は1.35mも違ってきます。これが河道の良し悪しによる違いなのです。なお、整備局が示している計算式に従えば、この水位差1.35mは流量に換算すれば1350m³/sに相当します。上記の山鳥坂ダムの治水効果400m³/sの3倍以上であることに注目しなければなりません。これらは河床整備の重要性を示すデータと考えます。

(注²)なおまた、民主党政権時の整備局の代替案では、河道掘削量は400万m³ではなく、200万m³とされていたようですので1mにつき50m³掘ればよいということになります。